

# 社会福祉法人潟東保育事業福祉会役員の報酬及び旅費に関する規則

平成 7年 3月 22日制定

平成 28年 12月 21日改正

## (目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人潟東保育事業福祉会役員（以下「役員」という。）の報酬及び旅費について定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 本規則でいう役員とは、理事及び監事並びに評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

## (理事会役員の勤務報酬)

第 3 条 理事会役員の勤務報酬は、次のとおりとする。

理事長 日額 3,000円

業務執行理事 日額 3,000円（園長理事の場合は、無報酬）

2 理事長及び業務執行理事（園長理事を除く）の勤務については、別に定める。

3 理事長及び業務執行理事（園長理事を除く）の報酬は、前月の 1 日から前月の末日までの分を、翌月 10 日までに支給する。

ただし、この日が日曜日、土曜日及び祝日の場合は、その前日とする。

## (会議等の出席報酬)

第 4 条 役員（理事長及び業務執行理事を除く。）が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会等に出席したとき、または監査を行ったときは、日額 3,000円を支給する。

2 出席報酬は、毎回その都度支払うものとする。

## (出張旅費)

第 5 条 役員に支給する旅費の支給方法については、「社会福祉法人潟東保育事業福祉会職員の旅費に関する規程」による。

## 附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

ただし、平成 29 年 3 月 31 日までは、現在任期中の理事長職務代理を社会福祉法人潟東保育事業福祉会役員として取り扱うものとする。